

白石町で住宅を取得する場合 最大100万円の補助金 が受け取れます!!

～白石町ずっと住まいる応援事業補助金～



白石町ホームページを
ご確認ください

申請受付期間：令和7年4月1日～令和10年2月28日まで【期間は現時点での予定】

※期間内に住宅の取得が完了し、補助金の申請が可能であることが必要です。また予算の上限により、申請受付出来ない場合があります。

Q 補助金の対象となる人はどんな人？

A 白石町に自ら居住するために、**令和7年4月1日以降に住宅新築に係る工事請負契約（建売・中古住宅については売買契約）を締結した人で、次のいずれかに該当する人です。**

・補助金交付申請日の属する年度の4月1日現在において、**夫婦ともに39歳以下の世帯**

・補助金交付申請日の属する年度の4月1日現在において、**世帯に中学生以下の子どもがいる世帯**

※ただし、取得する住宅の床面積が50㎡より小さい場合、3親等以内の親族から住宅を取得する場合、または公共工事等による収用により住宅の建築に対し移転補償を受ける場合については補助金の対象となりません。

※住宅新築する場合の補助金については、ハウスメーカー等との工事請負契約を締結する前に必ず事前相談をお願いします。工事請負契約を締結した日から60日以内に着工届出書の提出が必要となります。

Q どんな場合が対象なの？補助金はいくらもらえるの？

A ① 住宅建設用地を購入して、購入した用地に住宅を新築する場合

補助金の額 一律100万円

※ただし、住宅建設用地の購入（土地の売買契約締結）の日が令和7年4月1日より前である場合、住宅建設用地を3親等以内の親族から購入した場合については、この要件に該当しません。

② 建売・中古住宅を購入する場合

補助金の額 消費税を除いた取得費用（住宅本体＋土地）の5%（上限100万円）

※ただし、**住宅本体と土地の取得費用が税抜きで600万円以上である必要があります**。また補助金を算定する際、1万円未満の端数は切り捨てます。

③ 住宅建設用地の購入を伴わずに、住宅を新築する場合

補助金の額 一律50万円

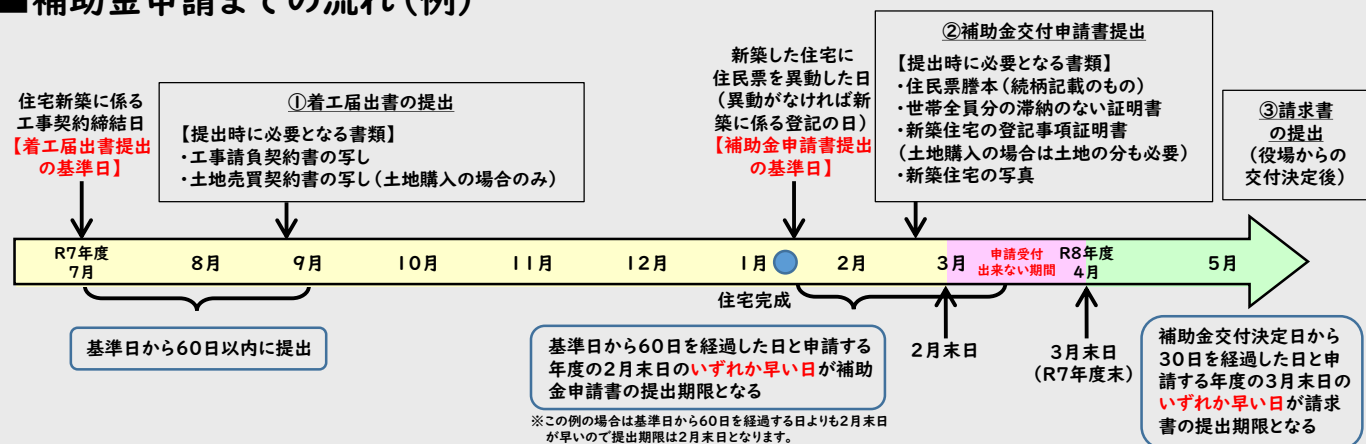
※ただし、**外構工事等の付帯工事費を除いた住宅本体の取得費用が税抜きで600万円以上である必要があります**。実家の敷地内に新築する場合や、親族から譲り受けた土地に新築する場合はこの要件に該当します。

Q 要件に当てはまりそう！補助金の申請はどうすれば良いの？

A1 補助要件が住宅用地を購入する・しないに関わらず、住宅新築に該当する場合の申請方法は以下のとおりです。

- ①住宅新築に係るハウスメーカー等との工事請負契約を締結した日から60日以内に着工届出書を提出します。
- ②新築した住宅が完成し、完成した住宅に住民票を異動してから補助金交付申請書を提出することになります。補助金交付申請書の提出期限については、住民票を異動した日（住民票の異動が発生しない場合は新築に係る登記をした日）から60日を経過した日または、申請する年度の2月末日のいずれか早い日となります。
※住宅の完成が2月後半を予定されている場合は申請期限に注意してください。住民票を異動した日が基準になりますので、例えば住民票の異動日が2月20日前後になると、申請期限までの期間が非常に短くなり申請が間に合わなくなる可能性があります。また、住民票の異動日が3月になる場合は、補助金の申請が来年度になりますので、年齢等の要件に注意してください。
- ③申請書を役場が受理後、内容を審査した上で適正であれば申請者に対し補助金の交付決定に係る通知を送付します。申請者は通知があった日から30日を経過した日または、申請する年度の3月末日のいずれか早い日までに請求書を提出してください。

■補助金申請までの流れ(例)



A2 補助要件が建売・中古住宅の購入に該当する場合の申請方法は以下のとおりです。

- ①購入した住宅に住民票を異動してから補助金交付申請書を提出することになります。補助金交付申請書の提出期限については、住民票を異動した日から60日を経過した日または、申請する年度の2月末日のいずれか早い日となります。
※住宅の購入を2月後半で予定されている場合は申請期限に注意してください。住民票を異動した日が基準になりますので、例えば住民票の異動日が2月20日前後になると、申請期限までの期間が非常に短くなり申請が間に合わなくなる可能性があります。また、住民票の異動日が3月になる場合は、補助金の申請が来年度になりますので、年齢等の要件に注意してください。
- ②申請書を役場が受理後、内容を審査した上で適正であれば申請者に対し補助金の交付決定に係る通知を送付します。申請者は通知があった日から30日を経過した日または、申請する年度の3月末日のいずれか早い日までに請求書を提出してください。

■補助金申請までの流れ(例)

